

京都市交通局保有地を次のとおり一般競争入札により売却します。

令和3年1月25日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

1 入札物件

1号物件（建物付）

所在 京都市南区吉祥院仁木ノ森町10番1，10番2

地目 宅地

地積 2，367.37平方メートル

予定価格 283，000，000円

2 売却条件

(1) 原則，現状のまま売却する。

(2) その他の条件については，入札案内書及び京都市交通局のホームページに掲載している売買契約書（案）にて確認すること。

（掲載ページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000278521.html>）

3 入札日時

令和3年3月9日（火）午前10時開始（午前9時30分受付開始）

4 入札場所

京都市交通局企画総務部財務課入札室（サンサ右京5階）

5 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は，入札参加資格を有しない。

(1) 入札しようとする市有地に係る事務に従事する職員

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない

- 者及びその者を代理人，支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者
- (6) 入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者

6 入札案内書の配布

入札希望者は，入札案内書の物件明細，売買契約書（案）等の各条項及び入札物件の法令上の規制を全て承知したうえで入札するものとする。

入札案内書は，次のとおり配布するほか，京都市ホームページに掲載する。

（掲載ページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000278521.html>）

(1) 配布期間

令和3年1月25日（月）～ 令和3年2月18日（木）

（土曜日，日曜日，祝日を除く。午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。））

(2) 配布場所

京都市交通局企画総務部財務課（サンサ右京5階）

7 申込方法

入札への参加を希望される場合には，事前に申込みが必要です。申込受付期間内に，申込受付場所へ申込必要書類を直接持参してください。

(1) 申込受付期間

令和3年2月15日（月）～ 2月18日（木）

(2) 申込受付時間

午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）

(3) 申込受付場所

京都市交通局企画総務部財務課（サンサ右京5階）

(4) 申込必要書類

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 誓約書（入札参加資格等に関するもの）
 - ウ 誓約書（京都市暴力団排除条例に関するもの）
 - エ 【申込者が法人の場合】 営業所所在地等報告書兼誓約書
 - オ 【申込者が法人の場合】 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書
 - カ 【申込者が個人の場合】 住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）及び印鑑登録証明書
- ※ ア～エの書類は、申込受付場所において配布しているほか、京都市ホームページからダウンロードしていただくこともできます。
- （掲載ページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000278521.html>）
- ※ オ及びカは、申込日を基準として3箇月以内に発行されたものがが必要です。

8 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上に相当する額を、入札当日の受付で、金融機関保証小切手により納入しなければならない。

9 入札の無効に関する事項

京都市交通局保有地売却入札等取扱要綱第11条及び第17条の規定による。

京都市交通局保有地売却入札等取扱要綱（抄）

（入札の無効事由）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札参加資格のない者が入札したとき、又は第8条第2項に規定する委任状及び一般競争入札参加資格者証を提出しない代理人が入札したとき。
- （2）指定の時刻までに入札書を提出しなかったとき。
- （3）所定の入札書以外で入札したとき。
- （4）郵便により入札したとき。
- （5）入札保証金が、入札金額の100分の5に満たないとき。
- （6）予定価格を下回る額で入札したとき。
- （7）他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- （8）入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。

- (9) 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されているとき。
- (10) 入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札書で入札したとき。
- (11) 入札金額の記載に訂正があるとき。
- (12) 主要事項（入札金額、入札者並びにその代理人の住所及び氏名をいう。次号において同じ。）の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。
- (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により主要事項を記入したとき。
- (14) 入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (15) 入札者が協定して入札をしたとき、その他入札に際し不正の行為があったと認められるとき。
- (16) 入札関係職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱したとき。
- (17) その他入札に関する条件に違反したとき。

（入札保証金の帰属）

第17条 落札決定後、原則20日以内で当局が定める日までに落札者が契約を締結しないとき（落札後、第3条に規定する入札参加資格を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、その落札は無効となり、入札保証金は、違約金として当局に帰属するものとする。

10 その他

（1）入札当日の受付

入札参加者は、入札会場で入札前（午後1時30分から受付開始）に受付を済ませなければならない。

（2）代理人の入札

入札者が代理人であるときは、入札当日の受付時に委任状を提出しなければならない。

（3）郵送による入札

郵送による入札は、認めない。

（4）契約の締結

当局と落札者の売買契約は、落札決定後、当局が定める日までに、入札案内書の京都市交通局保有地売買契約書（案）により締結するものとする。落札者が落札物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

(5) 売買代金の納入

落札者は、次のいずれかの方法で、売買代金を納入しなければならない。

ア 売買契約締結と同日に、売買代金の全額を一括納入する。この場合、落札者が納入した入札保証金は、売買代金に充当される。

イ 売買契約締結と同日に契約保証金として売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する額を納入し、その後、契約締結の日から14日以内に売買代金と契約保証金の差額を納入する。この場合、落札者が納入した入札保証金は、契約締結時に契約保証金に充当される。また、落札者が納入した契約保証金は、売買代金と契約保証金の差額の納入があったときに売買代金に充当される。

(6) その他必要事項

その他、入札について必要な事項に関しては、京都市交通局契約規程の定めるところによる。

(交通局企画総務部財務課)